

多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、財団法人東京市町村自治調査会（以下「調査会」という。）が多摩・島しょ地域の市町村（以下「市町村」という。）に対して、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、市町村が実施する地域力の向上に資する事業（以下「地域力向上事業」という。）を支援することにより、多摩・島しょ地域全体の地域力の向上を図り、ひいては多摩・島しょの魅力を高めることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱においては、次のとおり用語を定義する。

- (1) 新規事業 地域力向上事業のうち、第5条に規定する助成期間内において、新たに実施する事業
- (2) レベルアップ事業 地域力向上事業のうち、第5条に規定する助成期間内において、初めて助成金を申請する年度の前年度（以下「基準年度」という。）に実施している事業のうち、基準年度と比較して、助成金を申請する年度（以下「申請年度」という。）に事業費を増額して実施する事業

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、市町村とする。

2 助成金の申請者は、市町村長（以下「申請者」という。）とする。

(助成期間)

第5条 本要綱における助成は、平成22年度から平成24年度までの間とする。

(助成対象事業)

第6条 助成対象事業は、次の各号の一に該当する新規事業又はレベルアップ事業のうち、調査会理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める事業とする。

- (1) 自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業
- (2) 高齢者・子どもの見守りに資する事業
- (3) 団塊世代の地域デビュー支援に資する事業

(助成対象経費及び助成金の額)

第7条 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費及び市町村の職員人件費を除く。以下同じ。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費（レベルアップ事業においては、申請年度の助成対象事業の実施に伴う収入控除後の事業に要する経費から、基準年度の助成対象事業の実施に伴う収入控除後の

事業に要する経費を控除して得た経費とする。)とする。

- 2 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とし、その上限は、一市町村につき年間100万円とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする申請者は、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付申請書(様式1)に多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業計画書総括表(様式2)、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業計画書(様式3)及びその他理事長が必要と認める書類を添付し、毎年度、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 理事長は、前条の規定による交付申請があつたときは、別に定める市町村共同事業助成金審査会の審査に付したうえで、助成金交付の可否を決定する。

- 2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付・不交付決定通知書(様式4)により通知する。

(助成事業の遂行)

第10条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、第8条の規定により提出した事業計画(以下「事業計画」という。)に従い、事業を適正に遂行しなければならない。なお、事業計画の主要部分についての変更は、認めないものとする。

(助成事業の変更)

第11条 第9条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、通知された助成金交付決定総額の範囲内で主要部分以外の事業内容に変更(各事業において交付決定額の30%以内の額の変更を除く)の必要が生じたときは、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金変更交付申請書(様式5)に多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業変更計画書総括表(様式6)、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業計画書(様式3)及びその他理事長が必要と認める書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による変更交付申請があつたときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定する。
- 3 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに変更交付申請者に対し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金変更交付・不交付決定通知書(様式7)により通知する。
- 4 前項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、第1項の規定により提出した変更後の事業計画に従い、事業を適正に遂行しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 第9条第2項の規定による交付決定又は前条第3項の規定による変更交付

決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、助成金の申請を取り下げるときは、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金取下申請書（様式 8）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに被交付決定者に対し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金取下承認通知書（様式 9）により通知する。
- （軽微な変更の届出）

第 13 条 第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、被交付決定者は、事業名称の一部修正など、軽微な変更の必要が生じたときは、速やかに書面により理事長に届け出なければならない。

（実績報告）

第 14 条 被交付決定者は、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金実績報告書（様式 10）に多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業実績調書総括表（様式 11）、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業実績調書（様式 12）、領収書等助成対象経費の支出を証明する書類の写し及びその他理事長が必要と認める書類を添付し、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 15 条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、助成金の額を確定し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金確定通知書（様式 13）により被交付決定者に通知する。

（助成金の請求及び交付）

第 16 条 被交付決定者は、前条の規定により助成金の額が確定した後に、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金請求書（様式 14）（以下「請求書」という。）を別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付する。

（助成金の管理執行）

第 17 条 助成金の交付を受けた被交付決定者は、当該市町村の事務に準じて、適正に助成金を管理執行しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第 18 条 理事長は、被交付決定者が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
- （2）事業の実施に際して、法令に違反したとき
- （3）本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき

- 2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用する。

3 助成金の交付を受けた被交付決定者は、助成金の交付決定が取り消された場合は、当該取り消しに係る部分の助成金を速やかに理事長に返還しなければならない。

(事務の所管)

第19条 この要綱に基づく事務は、調査会共同事業推進部が所管する。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。但し、第18条の規定は、失効後においてもその効力を有する。